

A. 女性と貧困

柏崎 彩花

綱領の現状認識や求められる対処策

綱領には、「絶対的貧困」とともに「貧困の女性化」という言葉が使われている。「絶対的貧困」とは、綱領がさすとおり「極端な貧困の中で暮らす 10 億人余りのうち、女性が圧倒的多数を占めている」という状況。では、「貧困の女性化」とは何か。80 年代以降、開発途上国において構造調整プログラムが実施された。世界銀行や国際通貨基金（IMF）は融資の条件として開発や経済の政策・指針を課したが、それは輸出優先の市場経済への転換を目的としており、女性の「開発への参画」と「開発からの受益」を阻む形で行われたため、農業などの自給生産経済を基盤に経済活動を行ってきた女性に大きな影響を与えた。また、80 年代以降のいわゆる新保守主義政権は、女性に大きな影響を及ぼした。労働運動は制約され、福祉は削減され、解雇は容易になった。一方で、「家族の価値の再評価」が唱えられ、有償・無償にかかわらず、福祉労働の担い手であった女性への打撃は大きかった。さらに、世界的にシングルマザー世帯や単身高齢女性世帯が急増しているなかで、雇用、教育、福祉、資産所有、相続などをめぐるジェンダー不平等は根強いため、それらシングルマザー世帯や高齢、有色、病気持ちの女性の世帯などの貧困化が著しく進んだ。これは、単純に女性の貧困が増大した以上に、貧困が女性化したといえるほどの衝撃だったのだ。

このような女性の貧困状況と、社会保障制度の貧弱化のなかで、長生きすることが女性にとって「リスク」になるという皮肉な状況が現実化した。安定した雇用機会と資産形成から疎外された女性の老後は、年金制度からの疎外を意味し、男性よりも経済的に困窮してしまう。ここに女性のケア労働の問題が関わり、事態はより深刻だ。ほとんどの場合には無償の、または有償であっても非常に安い賃金しか支払われない、ケア労働の責任が、女性と男性とで不平等に分配されていることにより、女性の就労が中断されてしまう。このことが、女性の経済的状況を老後にわたってもなお悪化させるのだ。

これら女性と貧困の問題に対処するために必要なこととして、女性と男性はマクロ経済政策、社会政策及び貧困撲滅戦略の策定に完全かつ平等に参加すること、資源、機会及び公共サービスへのアクセスをすべての女性に保障するために、経済構造への民主的な参加と構造を変革することが大枠として示された。

戦略目標

1. 「貧困の中の女性のニーズ及び努力に対処するマクロ経済政策及び開発戦略を見直し、採用し、維持すること」
2. 経済資源への女性の平等な権利及びアクセスを保障するため、法律及び行政手続を改正すること
3. 賢蓄及び信用貸付の仕組み及び制度へのアクセスを女性に提供すること
4. 貧困の女性化に対処するため、ジェンダーに基づく方法論を開発し、調査研究を行うこと

行動綱領は、各国政府に 1996 年末までに国内行動計画を整備することを求めたため、日本は「男女共同参画 2000 年プラン」で国内行動計画を策定、それを受け 1999 年に「男女共同参画社会基本法」が成立、翌 2000 年には「男女共同参画基本計画」が策定された。この基本計画のなかで、雇用分野に関しては女性と男性の機会均等や均等待遇を実現するための施策の必要性が述べられた。たとえば、97 年改正の男女雇用機会均等法 21 条においては、事業主に対し、職場において行われる性的な言動によって女性労働者が被る不利益と環境悪化を防止する配慮義務が定められた。また、雇用機会均等法により、「総合職・男女、一般職女性の

「北京行動綱領」勉強会

み」といった採用は違反となり、女性は男性と同様に基幹労働者として企業に参入する可能性を得たと思われたが、結果的には、ごく一部の女性が男性並みに企業の競争原理にさらされ最大限の「能力活用」を迫られる一方で、増加する正社員以外の雇用はますます女性が担わされるといった事態（女性の二分化）を招いた。